

永寿会における処遇改善加算は次の通りです

介護職員等処遇改善加算 I

	R6.5.31迄				R6.6.1より
	介護職員 処遇改善 加算 I	介護職員等 特定処遇改善 加算 I	介護職員等 ベースアップ等 支援加算	旧加算 合計	介護職員等 処遇改善 加算 I
特別養護老人ホーム ほのぼの荘	8.3%	2.7%	1.6%	12.6%	14%
特別養護老人ホーム ほのぼの荘ユニット	8.3%	2.7%	1.6%	12.6%	14%
短期入所生活介護 ショートステイ	8.3%	2.7%	1.6%	12.6%	14%
前橋市ほのぼの荘 デイサービスセンター	5.9%	1.2%	1.1%	8.2%	9.2%
ほのぼの荘 ホームヘルパー ステーション	13.7%	6.3%	2.4%	22.4%	24.5%

※ショートステイには介護予防事業を、

デイサービスには前橋市介護予防通所介護相当サービスを、

ホームヘルパーステーションには前橋市介護予防訪問介護相当サービスを含みます。

介護給付費に対して〇〇%という割合で加算されます。

基本となる単位の他に各種加算（日常生活継続支援加算、看護体制加算など）を含めた総介護給付費が計算基礎となります。

施設、事業により加算はさまざまであり、利用者個々人によっても変わります。

一律に利用者一人〇〇円というものではありません。